

請求権問題を全鮮に亘る採上げる

場合の問題

二七〇〇

建前としては韓国が全鮮にわたる請求権を取扱うことをわが

方としても認めなければならぬが、此の建前をどの程度強硬

に貫いて行くかについては、政論は別として、考慮すべき

問題があると思われる。

北鮮関係の日本の請求権は、それが権利として確認

されたとしても、これが取立ては実際には不可能で、抑も先方

が自由に取立てられたい」と云つた場合、却つて厄介である材料兼が無い

先方も、北鮮関係の対日請求権などの経度まで

持出してくるかは疑問である。たとへば、これこれである」と

糾して持出して来ても、殆ど証拠がなく、その通りに受

取をすることは出来ない。更に証拠のありかについて確認し

協定しても、当該の私人に渡されるかどうか甚だ疑

先方の(三番)

間であり、假りにこれを不同に附して、処理甘んずるても、

他日、情況が變化した場合(南北間で、平和裡に財産処分

が取極められたりした場合、又は、統一された場合に、その外

命)をも更めて請求して来るかも知れない。尤も、その事を

討殺すべく、打切りも協定することも考へられるが、その場合、

所謂、安うけあいをされる虞れもある。

右は、結局、朝鮮統一の見通しと、李政権の實力に

かゝることであり、わが方のみで処理し切れるものでもない。
右の如き問題を包含する本件も、余りに強硬に押して
行けば、先方は無責任なその場のかれの協定にも同意
するかも知れず、そうなれば、将来に禍根を残す虞れが
ある。現に、最善の途としては、先方の実力に相応した
内容の協定にとどめ、たゞ法理的にも技術的にも
しつかりした処理をしておけば、他日、別の政權が

外務省

申伸に於て更めて請求をして来た場合でも、これを受け

て立つて、適宜な交渉が出来ておらうし、更に積極的

未処理分について

に、相手方に、わが方のリーズナブルな要求として、その準備処理

も交渉する基礎にもなるであらう。ための